

## 第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

### 第1節 児童虐待防止対策の充実

#### 〈現状と課題〉

- 児童相談所における平成30年度の児童虐待相談対応件数は、平成2年度（23件）に統計を取り始めて以降、急激に増加しており、平成30年度には2,370件で過去最高を更新し、対前年度比322件（15.7%）の増加となりました。

増加の背景には、次のような社会の変化があると考えられます。

#### ① 児童虐待に関する認識の高まり

社会的関心の高まりによって、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の、関係機関や県民による児童相談所等の関係機関への通報が増えている。（全国の死亡事例報道の影響）

#### ② 家庭・地域の養育力の低下

核家族化の進展や家庭における養育力の低下等により、子育てが孤立化・困難化し、その負担感などが虐待という形で発生しやすくなっている。

#### 【参考】

児童虐待相談対応件数

- ・ 県内児童相談所

H26：1,638件 ⇒ H30：2,370件 ※5年連続過去最高を更新

- ・ 市町村

H26：1,049件 ⇒ H30：1,661件

- 児童虐待の種類では、身体的虐待の割合が減少する半面、心理的虐待の割合が急増しています。理由としては、平成25年8月に国の指針が改正され、虐待を受けた児童のきょうだいも心理的虐待として対応するようになったことや、児童がいる家庭での配偶者に対する暴力（DV）事案について、警察からの通告が増加していること等が考えられます。

#### 【参考】

児童虐待相談対応件数における心理的虐待の件数及び構成比

26年度 825件（50.4%） ⇒ H30年度 1,456件（61.4%）

- 児童虐待への対応は、面接指導が約9割を占めており、相談対応ケースの多くが中程度の虐待となっています。このため、市町村要保護児童対策協議会を中心に地域の関係機関の連携をさらに強化し、特定妊婦から要支援児童に至るまでのケースに対して切れ目なく支援できる体制づくりを充実させることが課題となっています。

#### 【参考】

虐待相談への対応

H26：施設入所 3.1% 里親等委託 0.5% 面接指導 91.9% その他 4.4%

H30：施設入所 2.5% 里親等委託 0.9% 面接指導 93.4% その他 3.1%

### 〈施策の方向性〉

#### ア 子どもの権利擁護

- 児童相談所、一時保護所、児童養護施設、里親宅等で、子どもの権利ノート等により子ども自身が自分の権利について学習する機会を設けます。また、子どもの声を聴くための意見箱についても、引き続き活用促進を図ります。
- 子どもの声や意見を聴く仕組みについて、地域の社会資源等を活用した形式的な取組に留まらない仕組みを検討していきます。
- 子どもの一時保護や措置にあたっては、常に子どもの最善の利益の実現を念頭に置き、子どもの意向を尊重するとともに、処遇等について十分に説明を行います。
- 里親やファミリーホーム、自立援助ホームも含め、社会的養護の実施において子どもの権利擁護の推進や被措置児童等虐待の防止は大変重要であることから、県の研修等を通じて、施設職員や里親等の「子ども権利擁護」に関する意識の向上を図ります。

#### イ 児童虐待の発生予防・早期発見

発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない支援を総合的に行います。

#### ≪発生予防≫

- 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを支援する体制を充実します。
- 市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、母子保健事業等の実施、『子育て世代包括支援センター』『子ども家庭総合支援拠点』の開設等により、居住する全ての子ども、家庭に対する支援を行います。
- 県や児童相談所においては、妊娠・子育てに関する電話等による相談の実施、市町村に対する技術的支援等を行います。
- 県では、地域の実情に応じた「子ども家庭支援ネットワーク」の構築による切れ目のない支援の実現をめざします。
- 市町村等の関係機関が連携し、体罰によらない子育てについて、子育て世帯をはじめとする社会全体へ普及・啓発を図ります。

#### ≪早期発見≫

- 児童相談所の人員体制の充実及び専門性の向上を図り、体制を強化します。
- 児童相談所と市町村その他関係機関との適切な役割分担及び連携を図ります。
- 児童相談所と警察との情報共有について、平成30年9月20日付けで締結した協定に基づき必要な情報を共有し、迅速な対応を図ります。

- 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的運営を支援します。
- 児童虐待・DV24時間ホットラインによる虐待通告の受付を、24時間365日切れ目なく行います。

ウ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 通告受理後原則として48時間以内に児童の安全確認を実施します（市町村の関係機関による安全確認も含む。）。
- 児童の安全の確保のため、職権による立入調査や一時保護を行います。親子分離が必要で保護者の同意が得られない場合は児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への請求など、必要な法的対応を行います。
- 児童の安全の確保のため、保護者の同意が得られない場合は職権による一時保護を実施します。

《今後の取組》

- 市町村をはじめとする地域の関係機関の連携した支援体制（市町村子ども家庭支援ネットワーク）による切れ目のない子ども家庭支援体制の構築を図ります。
- 家庭養育優先原則に基づき、里親及び養子縁組の制度等の周知を図るとともに、関係機関等による委託後の里親家庭に対する相談・支援体制の充実を図り、家庭養育を積極的に推進します。
- 児童相談所における児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに、「地域養育支援担当」を配置するなど、児童相談所の体制強化を図ります。

※なお、関連施策については、長野県社会的養育推進計画（令和2年度～令和11年度）の中で記載。